



川総収第230号

令和5年2月13日

川越市監査委員 様

川越市長 川 合 善 明

監査の結果に係る措置について（報告）

令和5年1月27日付け川監委発第172号で通知のありました事項につきまして、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により報告します。

# 措置状況の報告（指摘）

市民部（R4. 11. 16 実施監査）

<div style="text-align: center;">チェック事項</div> <div style="text-align: left;">所属名</div>		補助金の交付事務について
防犯・交通安全課	指摘	<p>・令和2年度の川越防犯協会事業補助金、川越市交通安全母の会実施事業補助金及び川越市交通安全推進協議会実施事業補助金について、令和3年度に提出された実績報告書を確認したところ、補助対象経費を超えて補助金を交付していた。</p> <p>補助金等の交付手続等に関する規則にのっとり、適正に事務処理をすること。                      なお、補助金の交付にあたっては、実績報告書及び添付書類の内容を十分に確認するとともに、交付すべき補助金額を精査されたい。</p>
	措置状況	<p>補助金交付確定時における確認体制が不十分だったことにより発生した事案であることから、課内全体で指摘事項及び再発防止について確認を行いました。今後は各団体から当該年度内に提出を受ける実績報告書について事業の成果を十分に精査するとともに、交付した補助金が補助対象経費を超えていた場合は、川越市補助金等の交付手続等に関する規則に則り、適正な補助金額を確定します。</p> <p>なお、令和3年度の補助金については今回超過して交付した額を勘案して補助金を交付しております。</p> <p>また、再発防止のためのチェックリストの作成及びチェック体制の強化を図ることとします。</p>